

愛知県立大学長久手キャンパス体育施設利用心得

体育施設の利用者は、体育施設利用規程を遵守するとともに、次の事項を守り、事故防止及び利用施設の美化に心がけなければならない。

- 1 利用の際に鍵を受領するときは、利用許可証を守衛室へ提示するとともに、学生証（学生以外は、身分を証明するもの。）を提出し、鍵管理簿に所属・氏名を記入すること。
また、利用終了後は速やかに鍵を返却すること。
- 2 体育館内では体育館専用シューズ、テニスコートでは人工芝用又はクレー用テニスシューズを使用すること。
- 3 体育施設内では定められた場所以外では、喫煙・飲食をしないこと。
- 4 施設・設備・備品等を破損、紛失又は著しく汚損した場合は、直ちに学務部へ届出ること。
- 5 利用時間を厳守するとともに、施設の利用にあたっては、大学の指示に従うこと。
- 6 利用後は、利用した施設の設備等を原状に回復し、清掃すること。また、ゴミは必ず持ち帰ること。
- 7 貴重品は各自注意し保管すること。
- 8 屋外体育施設が雨、雪等で軟弱な場合は、使用を中止する。

経 過

平成21年4月1日制定